

北海道青少年健全育成条例第 15 条関係（抜粋）

北海道青少年健全育成条例

（定義）

第 14 条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他の興行（これらに類する営業内容のものを含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 3 号に規定する営業に係る興行を除く。）をいう。
- (4) 興行者 興行を主催する者又は興行の場所を経営する者をいう。

（有害興行の指定及び観覧の禁止等）

第 15 条 知事は、興行の内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、その興行内容の全部又は一部を指定し、興行者に対し、これを青少年に観覧させることを禁止することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、当該興行者にその旨を通知することによって告示に代えることができる。
- 3 興行者は、第 1 項の規定による指定により、青少年に観覧させることを禁止された興行を催す場合は、知事の定めるところにより、当該興行の場所に、青少年の入場を禁止する旨の掲示をしなければならない。

（一般からの申出）

第 55 条 何人でも、次に掲げる場合には、知事又は審議会に対し、その旨の申出をすることができる。

- (1) 興行、図書類又は広告物の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけ、青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料するとき。

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 15 条第 1 項の規定による指定により禁止された興行を青少年に観覧させた者

第 64 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 15 条第 3 項の規定に違反した者

第 66 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 57 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

北海道青少年健全育成条例施行規則

（指定基準等）

第 1 条 知事は、北海道青少年健全育成条例第 15 条第 1 項の規定により、有害興行（条例第 15 条第 1 項の規定による指定により、青少年に観覧させることを禁止された興行をいう。以下同じ。）として指定をしようとするときは、別に定める認定基準により行うものとする。

（指定告示の内容）

第 2 条 条例第 15 条第 2 項本文の規定による告示は、有害興行等としての指定の範囲、種別、題名、指定箇所及び指定理由について行うものとする。

(掲示の様式等)

第10条 有害興行の興行者が条例第15条第3項の掲示をしようとするときは、別記第9号様式によるものとする。

3 前2項の掲示は、場内及び場外の見やすいところにしなければならない。

別記第9号様式 (第10条関係)

只今上演中の「」は、北海道青少年健全育成条例により、青少年の観覧禁止の指定を受けましたから、十八才未満の方の入場をお断りします。

備考 大きさ縦1メートル、横30センチメートル

北海道青少年健全育成条例による有害興行等の禁止指定等に関する認定基準

(条例による禁止規定に関するもの)

1 北海道青少年健全育成条例第15条に規定する「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがある」と知事が認める基準は、次のとおりとする。

(1) 「著しく粗暴性を助長するもの」

ア 殺人、強盗、放火、傷害、暴行、脅迫、恐喝等の行為を肯定し、又は賛美するような表現をし、又は描写しているもの

イ 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの

ウ 殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為を模倣可能なように詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの

エ その他表現、描写等がアからウまでと同程度に粗暴性を助長するもの

(2) 「著しく性的感情を刺激するもの」

ア 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、又は描写して著しく性的しゅうち心を害するもの

イ 性的行為を露骨に表現し、若しくは描写し、又は容易に連想させるもの

ウ 性的行為に至るまでの方法、過程等を過度に表現し、又は描写しているもの

エ その他表現、描写等がアからウまでと同程度に性的感情を刺激するもの

(3) 「著しく道義心を傷つけるもの」

- ア 麻薬、覚せい剤等の乱用を誘発するような行為を表現し、又は描写しているもの
- イ 自殺、人身売買等を肯定し、生命、身体又は人格のき損を示唆し、又は助長するおそれのあるもの
- ウ その他表現、描写等がア及びイと同程度に道義心を傷つけるもの